

新型コロナウイルス感染症 職場における感染拡大防止対策と業務継続 ～大津市役所の経験を踏まえて～



滋賀県大津市総務部人事課 課長補佐
高橋 宏司

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症については、全国でワクチン接種が進み一定の効果は現れているものの、変異ウイルスの影響もあり感染拡大の波は繰り返し訪れ、収束に向け引き続き対応が必要な状況が続いています。

感染防止対策は私たちの生活のあらゆる場面において実施されています。その中で、職場における感染防止対策は、集団感染を引き起こさないうえで非常に重要となっています。また、職場において集団感染が発生した場合には、どのように業務を継続するのか、対応に迫られることとなります。

大津市役所では、感染の第1波となった昨年4月から5月の感染拡大時に、市役所内で集団感染が発生（職員11人が感染）し、一時、本庁舎の立入り制限を行うという事態に至りました。

この事態を踏まえ、その後、様々な感染防止対策を講じましたが、本市が経験した事態、そしてどのように対応したのか、この場をお借りして紹介させていただき、少しでも皆様の参考になれば幸いです。

2 大津市役所で起こったこと

大津市役所で最初の新型コロナウイルス感染症患者が確認されたのは令和2年4月11日、本館3階の都市計画部のフロアに勤務する職員でした。その後、14日までに同部の同じフロアで2人、16日から20日の間に本館4階の建設部で8人、計11人の感染が確認されました。5～7人目の感染が確認された17日には、保健所がクラスターの発生を認めました。

本市ではこれまでに経験したことのない事態に直面し、連日、市長をはじめ、関係部署（危機・防災対策課、総務課、人事課、管財課、

広報課、感染者が発生した部署等）による対策会議を開き、感染拡大を阻止するための方策を検討し、対策を講じました。

まず、都市計画部のある本館3階西側フロア及び建設部のある本館4階西側フロアを閉鎖、それぞれの部の全職員約260人を自宅待機としました。この間、それぞれの部の業務については、別の場所（会議室）に仮の執務室を設置し、過去にこれらの部を経験したことのある職員を配置、最小限の窓口業務を行い対応しました。フロアの閉鎖中は管財課職員と清掃業者により執務室やトイレ、更衣室等の共用スペースの消毒作業を行いました。

これと並行して、全庁的な感染拡大防止対策を速やかに進めました。初めての感染者が確認された後、13日には、エレベータボタンや階段の手すりなど本庁舎全体の共用部分を水拭きからアルコール消毒へ変更するよう清掃業者に依頼しました。

また、職員の健康管理については、4月8日付の庁内通知で出勤前の体温測定の実施を指示していましたが、これに加え、13日からは、体温・体調を記録する様式を示したうえで、風邪症状等のある職員については、所属長を通じ、職員支援室に毎日報告することを義務付けました。職員支援室では、感染者が発生した部局については体調不良者全員に、未発生部局については症状が3日以上継続している職員に対し、電話による問診を行うこととしました。また、職員本人だけでなく、家族も含めPCR検査を受検した場合には、職員支援室に報告することも義務付けました。あわせて勤務時間中のこまめな換気と執務室、共用物品の清拭を行うよう通知しました。

そして、15日には、新型コロナウイルス感染症に対応するよう見直し作業を行っていた

「新型インフルエンザ等対策業務継続計画」を改定し、同計画の感染拡大期と位置付け、業務の縮小・休止の具体的な検討に入りました。

保健所が集団感染の発生を認めた17日には、消防局と企業局（上下水道、ガス）を除く本庁舎全職員約1,200人を対象に、隔日の2交替制勤務を行うことを決定し、20日（月）から実施しましたが、その間にも新たに4人の感染者が確認される状況でした。

職員の感染が相次ぐこの状況で、このまま業務を続けることは、市民や事業者の皆様の感染リスクを高めることにつながりかねないことから、命と健康を最優先に考え、本庁舎への立入りを制限（職員及び市民の立入りを原則禁止）するという、苦渋の決断に至りました。立入り制限を行った期間は、4月25日から5月6日までの12日間（消防局と企業局は対象外）、一方、市内36ヶ所の支所は開庁、コールセンターも通常通り業務を行うこととし、21日に市長が記者会見で発表しました。また、同日、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策班情報・疫学統計チームと保健所が来庁し、関係者へのヒアリングと感染者発生フロアの現地調査が実施されました。

立入り制限の12日間という期間は、14日間とされる新型コロナウイルスの最大潜伏期間には足りませんが、市民サービスへの影響を考え、最大限の日数であったと考えています。この期間はGWを含むため、立入り制限した開庁日としては実質4日間でした。

立入り制限期間中は、清掃業者が庁内と公用車の消毒を実施、濃厚接触者と感染疑いの

ある職員計106人のPCR検査の結果も判明し、全員陰性であることが確認されました。

本庁舎の立入り制限を実施したことは、市民や事業者の皆様から不安の声や厳しい声をたくさんいただきました。そのことの重みについて、十分認識し受け止めなければならないことであり、こうした経験を踏まえ、本市における感染拡大防止対策を強化していきました。

最後の感染者が確認された4月20日から14日間以上、新たな感染者が発生しなかったことから、5月7日に予定どおり本庁舎の立入り制限を解除しました。2交替制勤務については、隔日から隔週に変更しました。

5月21日には、滋賀県と市保健所よりクラスター発生に関する最終報告書が提出されました。この報告書では、感染源や感染経路について、聞き取りの結果、感染者11人が関連すると思われる機会を把握することはできず「不明」と結論づけられました。また、執務環境については、デスク間隔や換気の不十分さなどのリスクが指摘される一方、それらは「一般的な公務所と同様」との考察も示されました。

フロアの閉鎖・消毒や健康観察の実施など感染拡大防止対策に関しては「適切に行われた」とされ、本庁舎の立入り制限についても「4月21日時点で考えられる最も有効な感染防止対策の一手段であった」と評価されました。

また、4月25日の立入り制限開始後、14日間、職員に新たな感染が確認されなかったことなどから、5月8日の時点でクラスターは終息していたとの判断が示されました。

3 実施した感染防止対策

本市では、この最終報告に示された提言を受け、それぞれの項目ごとに対策を検討、実施することとしました。

各提言に対する対応策は31ページの表のとおりです。

在宅勤務について本市では、コロナ禍前から、育児や介護を行う職員を対象とするテレワークや時差勤務の制度を整えていたため、比較的迅速な対応が図れました。

一方、職員同士のデスク間に2mの距離を取ることが不可能なため、デスクの間にパーテーション（職員の手作り）を設置し対応しました。



庁舎立入り制限張り紙



執務室（職員の机の間にパーテーション設置）

4 業務継続のために

次に、前述の感染防止対応策と並行し、感染拡大時に業務継続をどのように確保するのか。「大津市新型インフルエンザ等業務継続計画」（以下「BCP」という。）の改定について述べさせていただきます。

BCPについては、平成21年10月に新型インフルエンザ等の世界的な流行を受けて、新型インフルエンザ等の感染が拡大した際に業務継続を図るための対応策をまとめたものでありますが、策定以降、実際に運用された実績はなく、今回の新型コロナウイルス感染症が初めてのタイミングであり、今回の経験を踏まえ、実効性のある内容へと改定を行いました。

改定は、実際に本市で行ってきた対応を踏まえ、国内で感染拡大が始まった令和2年4月に1回目、第2波が到来した同年8月に2回目、第3波の兆候が現れた同年12月に3回目を行いました。

改定の主なポイントは8つあります。1つ目は、新型インフルエンザ等の発生段階を5段階から6段階（第1段階：未発生期、第2段階：海外発生期、第3段階：国内発生期、第4段階：県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期、第5段階：県内感染期、第6段階：小康期（再燃期））に再区分しました。

2つ目は、BCPの発動と停止の決定、発生段階の決定と変更を行う組織として、市長を本部長とし、各部局の部長で構成する「BCP本部会議」を新たに設置しました。意思決定の明確化を図り、感染拡大時の業務の中断と再開の指示、優先業務への職員の再配置指示、

職員への感染予防対策の周知、職員が感染した場合の施設の立入り制限の決定などを速やかに行えるよう体制を整えました。

3つ目は、保健所の体制強化について、発生段階ごとの具体的な職員体制について速やかに対応できるよう明記しました。第3段階、第4段階への移行に応じて保健所へ段階的に人員配置することとしています。

4つ目は、2交替制勤務への移行について、移行時の判断基準と意思決定のプロセスを明記しました。また、業務を継続させるため、時差勤務・在宅勤務の推奨、テレワークの積極的な活用についても記載しました。

5つ目は、施設・執務室の立入り制限に伴う代替措置として、庁外施設を使用したサテライトオフィス、会議室を使用したフリースペースの設置、指定管理施設での対応を明記しました。

6つ目は、職員の感染拡大防止対策、感染時の対応として、3密回避の徹底、職員の健康観察とPCR検査の報告のフローを追記するとともに、執務室の消毒や濃厚接触者の確定後、スムーズに業務が再開できるよう、単独の発生時、集団感染の発生時、本庁舎を立入り制限する場合のフローを明記しました。

7つ目は、感染拡大が確認された場合に新たに発生する業務を優先度が最も高い業務として「S」業務と位置付けました。

8つ目は、市民等への情報提供を迅速に行うため、職員の感染者の発生時、施設への立入り制限時など、市議会や報道機関を含めた情報伝達フローを追記しました。

このように本市が実際に経験した内容を踏まえ、実効性の高いBCPとなるよう改定を行いました。今後も、ワクチン接種体制の確保等の内容を追加するなど、随時、改定していくこととしています。

5 最後に

本市においては、職場内での集団感染、本庁舎の立入り制限といった事態を踏まえ、このような対策を講じてきましたが、このことに対しては、市民や事業者の皆様から多くの厳しいご意見をいただきました。二度とこのような事態とならないよう様々な対策を行っ

保健所からの提言		対応策
① 市庁舎内において、「密閉空間」「密集場所」と「密接場面」の全てを避けること	ア 職場内の換気	・ 4月13日付け庁内通知で、終日若しくは1時間ごとに換気することとしており、継続して実施する
	イ 職員間に2m以上の間隔を設けること又はパーテーションの設置による飛沫防止	・ 業務机のレイアウトは職員間に2m以上の間隔を設けることとする ・ 間隔を設けることができない場合は、ダンボール等を利用したパーテーションを設置することとする
	ウ 2交替勤務の継続・時差出勤の活用	・ 5月31日で2交替制を解除するが、在宅勤務（テレワーク）で業務効率の維持・向上が確保できる所属は継続して在宅勤務を実施し、積極的に3密を解消する ・ 時差出勤の活用を継続する
② 体調異常者が、自宅療養若しくは在宅勤務できる職場環境を構築すること	ア 出勤前に健康状態を確認	・ 4月8日付け庁内通知で出勤前の体温測定を周知 ・ 4月13日付け庁内通知で検温結果を各人が記録する様式を作成し徹底
	イ 体調異常を認めた場合は出勤を控える	・ 風邪症状のある職員は、出勤を控えるようにしており、所属長による体調確認で徹底している
	ウ 体調異常者を把握するシステムを構築	・ 4月13日付け通知で所属長による所属職員の体調管理の把握を義務付け、筆頭課を通じて、職員支援室へ報告するシステムとしており、今後も継続する ・ 健康観察アプリの導入の検討 ⇒7月6日より、筆頭課を通じた報告から、電子申請による職員支援室への報告へ変更し、より迅速に集約できる運用とした。
③ 全ての職員が、手指衛生及び咳エチケットを遵守し、就業中にマスクを着用すること		・ 全職員マスク着用 ・ 出勤後、昼食前、協議・面談前後の手洗い、手指消毒の徹底
④ 風邪症状を認めた職員は、家族内の感染拡大を予防するために、できる限り、他の家族と部屋及び物品を区別すること		・ 4月23日付け庁内通知で、厚生労働省が発行している「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」を周知
⑤ 確定診断された職員は、退院後4週間、手洗い、咳エチケット及び健康観察を強化すること		・ 確定診断を受けた者に対しては、退院後、主治医の意見をもとに出勤を認め、復帰後は、所属及び職員支援室で、健康観察を継続する
⑥ 職場環境の衛生管理を徹底すること	ア 高頻度接触面の適切な消毒	・ 午前2回、午後2回、共用部分の消毒を実施する ・ 庁内放送で、職員向けに消毒、手洗い、換気の徹底を周知している（4回/日）
	イ 共用物品の使用前後に手指衛生を徹底	・ 共用物品を使用した場合は、手洗い又は手指を消毒することとする
	ウ 管財課は、清掃業者に対し、通常清掃の際に消毒も行うよう依頼すること	・ 4月13日に、管財課から清掃業者へ、トイレ扉、階段手すり、エレベーター操作盤等の共用部分の清掃については、水拭きからアルコール消毒液へ変更するよう依頼している。アルコール消毒液は、管財課から清掃業者へ提供している
⑦ その他	職場環境の改善を検討する	・ 今後も、感染症防止に有効な対策を検討し、随時実施していく ・ 各局の安全・衛生委員又は安全衛生推進者による着実な感染拡大防止対策の実施 ⇒8月20日から安全・衛生委員及び各所属長へ感染拡大防止対策チェックシートによる日常業務におけるチェック項目の確認を依頼 ・ 3密を解消するため、会議室や空きスペースを執務室として利用できる環境とする

ているところですが、このコロナ禍において、市民や事業者の皆様の期待に応え、市民サービスをさらに向上させていくためには、市職員のより一層の接遇力の向上も求められます。本市では、これまで毎月21日をおもてなしの日として、庁内電子掲示板に接遇マニュアルを掲載するなど啓発に努めてきましたが、取組みをさらに強化するため、昨年7月からは、毎月テーマを決め、採用2年目職員により庁内放送で今月の接遇テーマとチェックポイントを放送する取組みを始め、職員の接遇意識の向上に努めています。また、市民の期待に応える「プラスα」の姿勢を身に付けることを目指し、全職員を対象に公務員倫理研修をeラーニングにより行いました。

最後に、全国の病院、保健所をはじめ、あらゆる方々が未だ新型コロナウイルス対策に懸命に取り組んでいただいております。感染防止対策に完璧はありません。細かい取組みを積み重ねていくこと、一人ひとりが危機感を持ち続けることが大切と考えています。

今回は、本市が昨年度から今年度にかけて経験したことをできる限り詳しく紹介させていただきました。感染防止対策について、既に実施またはこれ以上の対応をされている事業所も多いかと思いますが、職場における感染防止対策、業務継続への対応として、本市の経験が少しでも参考になれば幸いです。

著者略歴

高橋 宏司（たかはし・こうじ）

1977年3月奈良県奈良市生まれ。1999年3月立命館大学政策科学部卒業、4月大津市役所入庁。土木課、保育課、職員課、商工労働政策課、人事課を経て2019年4月から同課課長補佐。高校在学中のヨット部の活動を通じ、活動拠点であった大津の魅力に魅かれ大津市職員を目指した。立命館大学政策科学部に在学中は高田昇教授に師事し、市民参加型のまちづくりについて研究。卒業研究では、滋賀県草津市において草津川跡地利用に関する提言を行った。